

証券取引約款集一部改定

2020年7月
ぐんぎん証券株式会社

第2章 保護預り約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3条 (保護預り証券の保管方法および保管場所) 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。</p> <p>③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管することがあります。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>第4条 (混合保管等に関する同意事項) 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>①～② (現行どおり)</p>	<p>第3条 (保護預り証券の保管方法および保管場所) 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。</p> <p>③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。</p> <p>④ (省 略)</p> <p>第4条 (混蔵保管等に関する同意事項) 前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>①～② (省 略)</p>

第7章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2節 外国証券の国内委託取引 第4条 (外国証券の混合寄託等)</p> <p>(1) お客さまが当社に寄託する外国証券(外国株式等および外国新株予約権を除きます。以下、「寄託証券」といいます。)は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権(以下、「振替証券」といいます。)については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>(2) 寄託証券は、当社名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、下記(3)に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>(3) 上記(2)により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下、「寄託証券等」といいます。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下、「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関</p>	<p>第2節 外国証券の国内委託取引 第4条 (外国証券の混蔵寄託等)</p> <p>(1) お客さまが当社に寄託する外国証券(外国株式等および外国新株予約権を除きます。以下、「寄託証券」といいます。)は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権(以下、「振替証券」といいます。)については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>(2) 寄託証券は、当社名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、下記(3)に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>(3) 上記(2)により混蔵寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下、「寄託証券等」といいます。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下、「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関</p>

新	旧
<p>が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>第4条の2 (寄託証券に係る共有権等)</p> <p>(1) 当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該外国証券および他のお客さまが当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録されたお客さまは、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客さまに与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>第4条の2 (寄託証券に係る共有権等)</p> <p>(1) 当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該外国証券および他のお客さまが当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録されたお客さまは、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客さまに与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>(2) (省 略)</p>

第 9 章 国内外貨建債券取引約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2条 (受渡期日)</p> <p>受渡期日はお客さまが当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。</p>	<p>第2条 (受渡期日)</p> <p>受渡期日はお客さまが当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して<u>4</u>営業日目とします。</p>

第 12 章 外貨建 MMF 累積投資約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第6条 (保 管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた外貨建 MMF は、同一種類の外国投資信託の受益証券と混合して保管します。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の規定により混合して保管する外貨建 MMF については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>①～② (現行どおり)</p>	<p>第6条 (保 管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた外貨建 MMF は、同一種類の外国投資信託の受益証券と混蔵して保管します。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の規定により混蔵して保管する外貨建 MMF については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>①～② (省 略)</p>